

【大山町福尾地区防風工解体撤去業務】

契 約 図 書

- ・ 大山町福尾地区防風工解体撤去業務特記仕様書
- ・ 鳥取県森林整備事業共通仕様書
- ・ 鳥取県森林整備事業施工管理基準
- ・ 現場説明書
- ・ 数量総括表
- ・ 図面

大山町福尾地区防風工解体撤去業務特記仕様書

第1 総則

- 1 本業務は特記仕様書、現場説明書、設計図書及び共通仕様書に基づき実施するものとする。
なお、特記仕様書、設計図書の記載事項は共通仕様書に優先するものとする。共通仕様書は、鳥取県森林整備事業仕様書を用いるものとする。
- 2 特記仕様書及び設計図書に明示のない事項、または疑義を生じた事項は、監督員に確認してその指示を受けなければならない。
- 3 本業務の単価について、鳥取県県土整備部土木工事实施設計単価表に係るものの単価適用日は令和8年9月10日とする。また、諸経費率は「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」によるものとし、最新の改定状況は、
https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html を参照すること。

第3 作業内容

- 1 防風工解体撤去及び防風工処分の出来形管理基準を、以下のとおりとする。なお、端数はすべて四捨五入とする。

工種	項目	基準	測定基準	寸法単位	表示単位	集計単位
防風工解体撤去	延長	設計数値以上	全延長	m	小数第1位止	小数第2位止
防風工処分	重量	設計数値以上		t	小数第2位止	小数第3位止

- 2 解体済木製防風工の処分先は有限会社海老田金属大篠津工場を想定している。当該工場は、長さ2m程度であることを受け入れ条件としているので、解体木材を玉切りする際は、受け入れ条件に合わせた長さとする。また、処分する木材に金属類が混入しないよう確実に取り除くこと。
- 3 処分に係る木くず（重量）の数量は、産業廃棄物管理票等により管理し、その結果を令和9年2月12日までに提出すること。

第4 確認業務

- 1 防風工解体撤去及び防風工処分の確認業務は以下のとおりとする。なお、その他確認業務が必要と考えられる時は、実施すること。

種別	確認項目	確認時期	確認方法	確認頻度
準備	延長	施工前	立会	1回以上
	部材本数	施工前	立会	1回以上
土工	掘削深さ	施行中	立会	1回以上
	掘削幅	施行中	立会	1回以上
防風工処分	処分重量	完了後	審査	1回以上
後片付け	延長	完了後	審査又は立会	1回以上

第5 その他

- 1 労働災害が発生した場合の対応として、迅速・的確な通報と救援のため、「とっとり森林緊急通報カード」を作成し、現地の作業員全員がカード情報を共有すること。



とっとり森林緊急通報カード



現場名：（ ）

現場から 119	衛星電話の場合 119通報不可 右記番号へ	東部消防局 0857-23-0119
		中部消防局 0858-29-5124
		西部消防局 0859-35-1960

※救急車を呼ぶべきか判断に迷うときは「#7119」へ。専門家へ相談できる。

携帯電話の通信は可能ですか？	はい ・ いいえ
「いいえ」の場合、携帯電話が通信可能な場所 (作業開始前に記入)	

＜現場の位置＞・・・可能なら現場位置の緯度・経度をGPS等で測定し通報。ヘリ救助の必要性は消防が判断。

現場の位置※	緯度	経度
(測地系 WGS84)		

※携帯電話は必ずGPSを「ON」の状態ですべて119番通報する。

※通報場所が被災者の位置と離れている場合は、通報場所から被災場所までの距離や方角を必ず伝えること。

＜救急車と案内人の合流場所＞・・・作業開始前に記入。合流場所は「ゼンリン住宅地図」があれば記載する。
合流場所の住所がわかれば詳細に住所を記載する。

合流場所の説明（救急車はゼンリン地図を搭載しているのでゼンリン地図に記載のある場所を記入） 「どこから入って」「どこら辺のどこで」または、住所があれば住所で

(注:救急車は砂利悪路で走行不可なので、被災現場付近の未舗装道路は現場の軽トラック等により乗り換える必要あり)

＜被災者の情報＞・・・被災場所で携帯電話が通信できない場合のみ記入して、通信可能場所へ向かう。
被災現場で携帯電話が通信可能なら記入せず、速やかに119通報する。

氏名		年齢・性別	() 歳 男・女	血液型	()
被災部位	手・足・頭・その他 ()	ハチアレルギー	ある ・ ない ・ 不明		
容態・状態					
意識	ある ・ ない	出血	多 ・ 少 ()		
呼吸	ある ・ ない	顔色	普通 ・ 白い ・ 赤い		
骨折	ある ・ ない ・ 不明	服の色			

＜応急処置＞・・・被災者を安全な場所へ移し応急処置を行う！可能なら合流場所へ向けて搬送する！

○まずは・・・**我が身の安全確保！！**

○話しかけて意識がないときは、痛覚を刺激する。**意識がないときは119番通報する。**

心肺蘇生法

反応の確認

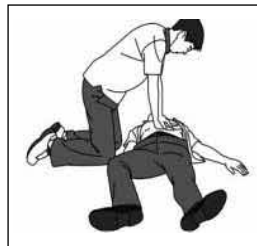
救急車の要請
119番通報

呼吸の確認

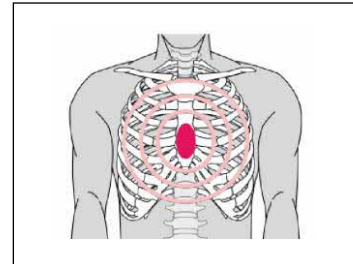
胸骨圧迫

- ★強く(約5cmの深さで30回)
- ★速く(100～120回/分)
- ★絶え間なく

人工呼吸(2回)



ヒジを伸ばし、真上から強く押す



圧迫位置



アゴ先を上げて
気道を確認



息を吹き込む
(胸がふくらむ程度)

直接圧迫止血法

○出血に対しては・・・清潔な止血帯・三角巾・タオル等を使用し止血する。

血液に触れないよう手袋等を使用し、
傷口をタオル等で強く押さえて圧迫する



熱中症対策

○令和7年6月1日から、事業体の熱中症対策が義務化されています！！

・・・冷却服・空調服の着用。こまめに休憩(インターバル)。

○いつもと様子が違うと思ったら、熱中症を疑う！！(ふらつき、生あくび、大量の発汗など)

○症状に応じて119番通報。判断に迷うときは「**#7119**」へ。専門家へ相談できる。

全身を急速冷却

- ★ジャケット等衣類を脱がせ、水をかける
- ★水分・塩分、経口補水液などを飲ませる

平成 15 年 9 月 1 日付森保第 419 号
(一部改正) 平成 16 年 4 月 1 日付森保第 68 号
(一部改正) 平成 19 年 4 月 11 日付第 200600203159 号
(一部改正) 平成 28 年 6 月 8 日付第 201600028009 号
(一部改正) 令和元年 6 月 25 日付第 201900081731 号

森林整備事業共通仕様書

鳥取県森林整備事業仕様書

第 1 章 総 則

第 1 節 通 則

(適用範囲)

第 1 条 この仕様書は、鳥取県農林水産部が所管する植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業（以下「森林整備事業」という。）の委託に適用する。

2 委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、「鳥取県森林整備事業等業務検査規程」（平成 19 年 10 月 1 日付第 200700072077 号農林水産部長通知。以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもと、設計図書及びこの仕様書によって施工しなければならない。

3 この仕様書は、森林整備事業に関する一般的事項を示すものであり、個々の業務に対し特別必要な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。

4 特記仕様書、設計図書又は共通仕様書の間に相違がある場合若しくは図面からの読み取りと図面に書かれた数字等が相違する場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

5 受託者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督員の指示がない限り業務を継続しなければならない。ただし、契約書第 20 条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

(業務現場管理)

第 2 条 受託者は、常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

2 受託者は、業務の施工中、監督員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。

3 受託者は、業務箇所及びその周辺にある地上若しくは地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

4 受託者は、豪雨、出水、土石流その他の天災に対しては、日ごろ気象情報等について十分注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。

5 受託者は、油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。

- 6 受託者は、業務現場に業務関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする等十分な措置を講じなければならない。
- 7 受託者は、業務現場には一般通行人が見やすい場所に業務名、業務期間、施行主体名、業務受託者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した事業標示板を設置しなければならない。
- 8 受託者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに監督員に報告しなければならない。
- 9 受託者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(施工計画書)

第3条 受託者は業務着手前に、次の事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。ただし、準備工事については、施工計画書の提出前であっても、監督員の承諾を得たうえで着手することができるものとする。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。なお、監督員の承諾を得た事項については、省略することができる。

- (1) 現場組織表
 - (2) 施工方法
 - (3) 計画工程表
 - (4) 施工管理計画
 - (5) 緊急時の体制
 - (6) 安全管理
 - (7) 環境対策
 - (8) その他
- 2 受託者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、そのつど変更に関するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

(業務の着手)

第4条 受託者は、設計図書に定めのある場合のほか、特別の事情がない限り業務契約後30日以内に着手しなければならない。

- 1 着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう

(業務現場発生品)

第5条 受託者は、業務の施工によって生じた現場発生品は整理集積し、現場発生品調書を添え、監督員の指示する場所で引き渡さなければならない。

~~(業務測量)~~

~~第6条 受託者は、監督員と協議の上、あらかじめ必要な測量を実施しなければならない。~~

~~ただし、業務現場の用地境界杭が既に明らかで、かつ設計図に示された施工区域線と相違ないと認められる場合で、監督員の承認を受けたときは省略することができる。~~

~~2 受託者は、測量標、用地境界杭等は、位置及び高さの変動しないよう適切に保存するものとし、原則として移設してはならない。ただし、やむを得ない事情によりこれを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。~~

~~3 受託者は、業務に必要な丁張、その他業務の施工の基準となる仮設標識は、設置後、監督員が指示したものについては、確認を受けなければならない。~~

(施工中の環境への配慮)

第7条 受託者は、業務の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督員が指示した場合には、措置を講じ、監督員の確認を受けなければならない。

(官公庁への手続)

第8条 受託者は、業務の施工に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。

2 受託者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

(諸法規の遵守)

第9条 受託者は、業務の施工に当たり、関係法令及び業務に関する諸法規を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受託者の負担と責任において行われなければならない。

(施工管理)

第10条 受託者は、業務施工中において、別に定める鳥取県森林整備事業施工管理基準(平成15年9月1日付森保第418号農林水産部長通知)により施工管理を行い、業務終了後、その記録を監督員に報告しなければならない。

(安全管理)

- 第11条 受託者は、業務の施工に当たり、常に安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- 2 受託者は、施工期間における災害を防止するため、業務箇所及びその周辺のパトロールを実施するとともに、業務関係者による安全教育・訓練等を1ヶ月に1回以上実施し、関係する資料を整備するものとする。また、新規参入者の教育も適時に行うものとする。
- 3 受託者は、使用機械、車両等の点検整備を行い、管理するものとする。
- 4 受託者は、業務箇所のイメージアップを図るため、現場事務所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
- 5 受託者は、業務の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に通報するとともに、事故の報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に指示しなければならない。

(交通安全管理)

- 第12条 受託者は、業務用運搬路として道路を使用するときは、違法運行防止、積載物の落下等による路面の損傷及び路面汚損の防止に努めるとともに、第三者に損害を与えないよう十分に注意しなければならない。

(業務中の検査又は確認)

- 第13条 受託者は、業務施工中において、設計図書で指定した事項又は監督員があらかじめ指示した事項については、監督員の検査又は確認を受けなければ、後続の作業を進めてはならない。
- 2 前1項の規定において、受託者は、監督員の検査及び確認に関する資料を整備しなければならない。

(業務検査)

- 第14条 検査規程第2条に規定する中間検査、完成検査及び出来形検査に当たっては、専門技術者その他立会いを求められた業務関係者が、必ず立ち会って検査を行わなければならない。
- 2 受託者は、検査のために必要な資料、第10条の施工管理に関する資料の提出及び測量その他の措置について、検査職員の指示に従わなければならない。

(後片付け)

- 第15条 受託者は、業務の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、業務検査に必要なものは監督員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。

第2章 材 料

第1節 通 則

(適用範囲)

第16条 業務に使用する材料は、設計図書に品質、規格を明示した場合を除き、この仕様書によるものとする。

2 受託者は、設計図書により試験を行うこととしている業務材料については、J I S又は設計図書で指示する方法により試験を行わなければならない。

第2節 緑化材料

(一 般)

第17条 緑化材料は、設計図書に示された品質、形状、寸法等を有し、その使用目的に適合したものとする。

(芝)

第18条 芝は、成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長、むれ、病虫害等のないものとする。

2 受託者は、芝を切取り後、速やかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれ等のないものとしなければならない。また、保管に当たっては、適当に通風を良くし、又は散水するなど保存に注意しなければならない。

3 人工植生芝の種類及び品質は設計図書によるものとする。

(そだ類)

第19条 そだ類は、特に品質、形状、寸法等が示されないときは、次の各号に適合したものとする。

(1) そだ及び帯梢は、生木で弾力に富む広葉樹とし、用途に適合した品質、形状を有するものとする

(2) 帯梢の寸法の標準は、長さ3.0m程度以上、元口径2～4cm、末口径0.6～0.9cm程度で枝を払ったものとする。

2 受託者は、そだ及び帯梢は、通気・保管が可能な繊維シート等で被覆し、散水するなど乾燥を防ぐように保管しなければならない。

(目 串)

第20条 目串は、特に品質、形状、寸法等が示されないときは、活着容易なヤナギ、ウツギ、竹、折れにくい割木等で長さ15～30cm、径0.8～2.5cmのものを標準とする。

(客土等)

第21条 客土は、砂礫の混入しない比較的肥沃なもので、それぞれの用途に適合するものとする。

(種子)

第22条 種子は、成熟十分で発芽力が良く、病虫害及び雑物の混入していないものとする。

2 受託者は、種子の購入に際して保証書等を添付し、発芽率等が不明なものは、発芽試験を行って、発芽率を確認しなければならない。

(稲わら)

第23条 稲わらは、十分乾燥し、形状がそろい、強靱性及び肥効分を備えたもので、雑物が混入していないものとする。

(肥料等)

第24条 肥料は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に定められたもので、その含有すべき有効成分の最小限が、所定量以上のものとする。

2 草木灰は、土砂、ごみ、炭片等を含まないものとする。

3 堆肥は、完熟したものとする。

4 消石灰は、JIS規格に適合したものとする。

5 土壌改良剤は、定められた品質又は成分を満たすものとする。

6 受託者は、肥料、消石灰、草木灰、土壌改良剤等は、防湿箇所に保管し、変質したものを使用してはならない。

(萱及び雑草木株)

第25条 萱及び雑草木株は、充実した根茎をもつものとする。また萱及び雑草木株は、30cm程度に切断し、打違いにして1mの縄で縛ったものを1束とする。

2 受託者は、萱及び雑草木株を、採取後速やかに使用するよう努め、使用までに日時を要する場合は、仮植、ぬれ簀等で被覆するなど乾燥を防ぎ、活着及び発芽を維持するよう保管しなければならない。

(苗木)

第26条 林業種苗法（昭和45年法律第89号）の適用を受ける苗木は、同法に基づいて生産された健全なものを使用すること。

2 苗木は、所定の規格を持ち、発育が完全で組織が充実し、根の発達がよいもので病虫害や外傷のないものとする。

- 3 受託者は、苗木の購入について監督員から指示がある場合は、監督員の承諾を得なければならない。

(二次製品の緑化材料)

第27条 二次製品を用いた緑化材料は、設計図書に示された品質、形状等を有し、かつ、施工時期、施工箇所の土質等に適合するものとする。

- 2 受託者は、貯蔵、保管、輸送等が適切でなく種子等に異状がある製品は使用してはならない。

第3節 木 材

(木材)

第28条 使用する木材は、使用目的に支障となる腐れ、割れ等の欠点のないものとする。

- 2 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き、未口寸法とする。

- 3 受託者は、防腐処理を施した木材を使用する場合は、設計図書によるものとする。

- 4 使用する木材の寸法は、おおむね使用寸法以上かつ支障のでない範囲のものでなければならない。

- 5 受託者は、現地発生の間伐材等を使用する場合、品質、形状等は、監督員の指示によるものとする。

第3章 共 通 施 工

第1節 柵 工

(一 般)

第29条 受託者は、杭は、拵え面、山腹斜面とも垂直に打ち込まなければならない。

- 2 受託者は、杭の打込み深さは、設計図書に明示した場合を除き、出来るだけ杭長の3分の2以上とし、少なくとも2分の1以上としなければならない。

(編柵工)

第30条 受託者は、編柵工の施工に当たり、帯梢を間隙のないように編み上げ、埋め土して活着容易なヤナギ、ウツギ等を挿木し、萱及び雑草株を植え付け、踏み固めて仕上げなければならない。

- 2 受託者は、編柵工の上端の帯梢2本だけは、抜けないように十分ねじりながら施行しなければならない。また、必要に応じて上端の帯梢が抜けないように鉄線等で緊結しなければならない。

(木柵及び丸太柵工)

第31条 受託者は、木柵及び丸太工の施工に当たり、背板又は丸太を間隙のないように並べ、埋め土して萱及び雑草株を植え付け、踏み固めて仕上げなければならない。

- 2 受託者は、上端の背板又は丸太は、抜けないように釘又は鉄線で杭に固定しなければならない。

(鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工)

第32条 受託者は、鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工は、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じ、施工しなければならない。

第2節 階段切付工

(階段切付)

第33条 受託者は、のり切土砂堆積部分の階段切付けは、土砂をなるべく降雨にさらし、安定した後に行わなければならない。

- 2 受託者は、階段面は、設計図書に基づき、切り付けなければならない。原則として水平に階段を切らなければならない。

第3節 伏工

(一 般)

第34条 受託者は、斜面整地は、上方から下方に向かって順次凹凸なくならし、斜面の浮き土砂、根株、転石その他障害物を取り除き、平滑にしなければならない。

(わら伏工)

第35条 受託者は、階段を切って筋工等と併用させる場合は、わらの先端を階段上に埋め込み、茎の部分を斜面に沿って垂らし、下部は縄を張って押えなければならない。

2 受託者は、階段を切らないで施行する筋工等の斜面被覆の場合は、わらを水平に敷き並べ、その両端を止め縄で止めなければならない。

3 受託者は、わらの飛散を防止するための止め縄及び押縄は、斜面長、わらの長さに応じて適切な間隔とし、必要に応じて目串等で縄を押えるものとする。

(むしろ伏工)

第36条 受託者は、むしろ伏工の施工に当たり、むしろのわらがのり面に水平になるよう張り付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止するようにしなければならない。

2 受託者は、種子、肥料を装着したむしろは、その面をのり面に密着させなければならない。

(網伏工)

第37条 播種をともなう網伏工は、次節に準ずるものとする。

2 受託者は、網伏工は、原則として上方から下方に向かって行い、安全に止め釘等で地表面に密着させ、固定しなければならない。

3 受託者は、網の連結は、上部の網を上、下部の網を下にして一目以上重ね、網と同質以上の材料で連結しなければならない。

4 受託者は、網伏工にロープを使用する場合は、次の各号によるものとする。

(1) 施行斜面の周囲の網端部は、ロープで密着固定し、ロープの交点及び必要な箇所をアンカーで固定すること。

(2) 斜面部分のロープは、網と密着固定し、交点及び必要な箇所をアンカー又は止め釘等で固定すること。

(その他二次製品を用いた伏工)

第38条 二次製品を用いた伏工の施工については、第32条から第35条までに準ずるものとする。

第4節 実播工

(一 般)

第39条 受託者は、必要に応じあらかじめ種子に発芽促進処理を行うことができるものとする。

2 受託者は、強風や豪雨の時、又は、播種直後にその恐れがあるときには播種を行ってはならない。

(筋実播工)

第40条 受託者は、原則、等高線に沿って溝をつけなければならない。

2 受託者は、所定の種肥土を溝に均等に播き込まなければならない。

3 受託者は、播種後は、土羽板等で十分打ち固めなければならない。

(斜面実播工)

第41条 受託者は、斜面の浮き土砂を処理した後でなければ斜面実播工を行ってはならない。

2 受託者は、所定の種肥土を均等にいきわたるように播かななければならない。

第5節 植栽工

(一 般)

第42条 植栽、追肥、補植等は、特に設計図書に定める場合を除き、本節によるものとする。

(植 栽)

第43条 受託者は、苗木運搬については、根をむしろ等で包んで運搬しなければならない。なお、運搬中損傷しないよう取り扱うと同時に乾燥しないようシート等で全体を覆わなければならない。

2 受託者は、苗木の仮植する場所については、日陰、適湿の土地であって雨水の停滞しないところを選定しなければならない。

3 受託者は、仮植については、根が重くならないようにして並べ、幹の3分の1から4分の1までを覆土し、踏み付けた後、再び軽く土を覆い、乾燥を防ぐため日中は必ずこも、むしろ等で日除けをしなければならない。

4 受託者は、植付けのために作業地に苗木を運搬したときは、直ちに束を緩めて仮植を行い、むしろ等で覆って風・光にさらさないようにしなければならない。

5 受託者は、苗木を携行するときは、根を露出させないように必ず苗木袋を使用する等適切な処置を講じなければならない。

- 6 受託者は、植穴については、径及び深さをそれぞれ 30cm 程度に掘り耕転し、石礫及び根株等の有害物を除去しなければならない。ただし、地形土質条件により所定の植穴が掘れない場合は、監督員と協議しなければならない。
- 7 受託者は、堆肥を基肥とする場合は、植穴最下部に入れ 5～10cm 覆土しなければならない。
- 8 受託者は、植付けについては、やや深めに、根を自然状態のまま広げて植穴中央に立て、苗木をゆり動かしながら手で覆土し、苗木を少し引き上げ加減にして周囲を踏み固め、そのあとがくぼみにならないようにいくぶん高めに行うものとする。なお、深植、浅植にならないようにしなければならない。
- 9 受託者は、化学肥料を基肥とする場合は、ある程度埋め戻した後、根張り（又は枝張り）の外側に点状、半月状又は輪状に苗木に触れないように施し、更に周囲に残っている土を肥料の深さが 3～10cm になるように盛り上げ、再び踏み固めなければならない。
- 10 受託者は、日光の直射が強い日及び強風の際は、なるべく避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
- 11 受託者は、気象状況により乾燥が続く、植付け後の活着が危ぶまれるときは作業を中止し、監督員に報告しなければならない。
- 12 受託者は、肥料は、直射日光、雨水等にさらされないように覆いをして保管しなければならない。
- 13 受託者は、配合資材（粒状肥料を含む。）を施肥する場合は、基準量の入る容器を使用しなければならない。
- 14 受託者は、肥料が直接植栽木の根に接触しないように留意し、均等に根から吸収されるように散布し、施肥しなければならない。

（追 肥）

- 第 4 4 条 受託者は、肥料については、設計図書に定める肥料成分以外のものを使用してはならない。
- 2 受託者は、1 本当たりの施肥量は容器等で十分把握しなければならない。
 - 3 受託者は、施肥の位置は、原則として樹幹の外周直下の山側に半円状に行わなければならない。なお、施肥の時期については、監督員と協議すること。

（補 植）

- 第 4 5 条 補植は、第 4 3 条の規定に準ずるものとする。

第4章 森 林 整 備

第1節 通 則

(一 般)

第46条 森林整備の材料及び施工については、第2章及び第3章によるもののほか、本章によるものとする。

第2節 植 栽

(地 拵 え)

第47条 地拵えは、植栽又は天然下種更新等の予定地に生育する雑草、笹、かん木等を取り除き、植栽や種子の定着に適した環境を整備するために行うもので、次の各項によるものとする。

- 2 受託者は、地拵えについては、地際から刈払い、伐倒しなければならない。
- 3 受託者は、全面地拵えについては、植栽予定地の全面を対象に地表植生の刈払い等を行わなければならない。ただし、あらかじめ保残するものとして表示した又は作業に先立ち監督員が指示した立木・幼齢木を除く。
- 4 受託者は、筋地拵えの幅、残す幅、坪地拵えの位置及び範囲（坪の大きさ）については、設計図書によらなければならない。
- 5 受託者は、伐倒木・枝条等の整理については、監督員の指示がある場合等を除き、植栽の支障にならないようにするとともに、滑落・移動しないようにしなければならない。

(苗木運搬)

第48条 受託者は、苗木の運搬については、掘取りから植付けまでの間、乾燥、損傷に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。

- 2 受託者は、運搬の際には必ず苗木袋等を使用し、根は露出させてはならない。

(仮植)

第49条 受託者は、仮植地については、植栽予定地の近くで適地を選定し、事前に耕やしておかななければならない。

- 2 受託者は、苗木の結束を解き1本ずつ根が重ならないように並べ、幹の3分の1から4分の1までを覆土し、踏み付けた後、再び軽く土を覆い、乾燥を防ぐため日中は必ずむしろ等で日除けをしなければならない。
- 3 受託者は、仮植周辺地に排水路を掘る、又は、日光の直射を受けぬように処置しなければならない。
- 4 受託者は、乾燥しやすい場所、又はやむを得ず数日をかけ仮植する場合は、むれないように、むしろ等で日覆いをし、適時灌水しなければならない。

(植付け)

第50条 植付けは、第43条の規定に準ずるほか、本条によるものとする。

- 2 受託者は、植穴については、掘り出した土砂は破碎し、石礫等は取り除かなければならない。また、地被物を除去して十分に掘り起こし、碎土した後、根茎、石礫、落ち葉等を取り除かなければならない。なお、土壌条件が不適當な場合は、監督員と協議し、客土等の必要な処置を講じなければならない。
- 3 受託者は、植付け本数及び苗木間、列間距離については、設計図書によらなければならない。また、植付け地点に岩石、根株等の障害物があつて植え難い場合には、その上下に若干移動して植え付けるものとする。
- 4 受託者は、植付けのため、苗畑又は仮植地から植栽地に苗木を運搬するときは、1日の植付け可能本数を小運搬の限度とし、植栽地付近に小運搬された苗木はただちに仮植を行い、乾燥を防ぐ措置をしなければならない。
- 5 受託者は、植付けは、指定期間内に完了しなければならない。ただし、気象条件等により指定期間内に完了が困難となった場合は、すみやかに監督員に報告し、指示を得なければならない。
- 6 受託者は、気象情報により植付け後の活着が十分でない場合は、作業を中止して監督員と協議し必要な措置を講じなければならない。

(補 植)

第51条 補植は、第45条及び前条の規定に準ずるものとする。

(施 肥)

第52条 施肥は、第42条から第44条までの規定に準ずるものとする。

第3節 保 育

(下 刈)

第53条 受託者は、下刈りの施工に当たり、笹、雑草、灌木、つる類等植栽木の成育に支障となる地被物を、原則として海岸部は地際から10cm以下、海岸部以外は15cm以下又は監督員の指示による高さに刈り払わなければならない。

- 2 受託者は、刈払い物については、植栽木を覆わないように存置しなければならない。
- 3 受託者は、下刈り作業中、植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈払いには、植栽木の根元に下刈鎌、下刈機の刃部が向かないように刈り払わなければならない。

(刈出し)

第54条 受託者は、先に育成木又は残存木の周囲を刈払い、植栽木の位置を確かめてから、その他の部分の刈払いを行わなければならない。

(つる切り)

第55条 受託者は、つる切りの施工に当たり、原則として、植栽木及び有用天然木に着生するつる類は、根元から切断しなければならない。

2 受託者は、植栽木に巻きついたつる類は、植栽木を損傷しないように除去しなければならない。

(本数調整伐、受光伐、除間伐)

第56条 受託者は、本数調整伐、受光伐、除間伐の施工に当たり、伐採対象木が標示していない場合は、特記仕様書で指示する対象木を選木することとし、対象木全てにテープ等によりマーキングしなければならない。

ただし、特記仕様書において対象木全てのマーキングを不要としている場合は、全木マーキングを行わず、標準地の選木状況に準じて、対象木を選木するものとする。

2 受託者は、伐倒にあたっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。

3 受託者は、伐倒木については、かかり木のまま放置することなく、地面に引き落とした後、次のとおり適切に処理しなければならない。ただし、設計図書においてこれらの作業を計上していない場合はこの限りではない。

一 枝払は、樹幹が地面に付く程度まで枝条を切り払うこと。ただし、地面に接しない部分については、玉切・片付等後続作業の支障とならない程度に作業するものとする。

二 伐採木の溪床部への落とし込み・堆積を禁止するとともに、玉切・片付に当たっては地形等を勘案の上、溪床部においては樹幹を小運搬・集積できる程度に玉切し、溪床から斜距離でおおむね10m以上離して集積し、転落又は流出しないよう、根株等の利用により等高線状に固定すること。また、溪床から斜距離でおおむね10mの範囲内を除いては、後続作業及び林内歩行の支障とならない箇所に、樹幹が地面に付き容易に転落しないよう、必要に応じて玉切・固定を行うこと。

なお、溪床部での作業に当たっては、溪床から斜距離でおおむね10mの位置にある残存木に、溪床に沿って見通せる程度の間隔でビニールテープ等によりマーキングし、これを第14条に規定する業務検査の完了まで保持するものとする。

(枝打ち・枝落し)

第57条 受託者は、枝打ち・枝落しの対象木及び枝を落す範囲については、標準地等の実施状況に準ずるか、又は監督員の指示によるものとする。

- 2 受託者は、枝の切断については、樹幹に沿って平滑に切断するものとし、残枝長を樹幹（枝座がある場合は枝座）から5mm以下としなければならない。
- 3 受託者は、樹幹に枝座（枝隆）がある場合、枝座（枝隆）を切り落とさないものとする。
- 4 受託者は、枝打ち・枝落しの施工に当たり、樹幹の形成層を損傷しないよう留意し、葉量が多く、作業途中で裂ける恐れのある枝は、途中で切断した後、更に仕上げ切断する等の方法によらなければならない。
- 5 受託者は、枝落しの時期については、監督員から指定された場合を除き、林木の成長休止期に行わなければならない。

（追 肥）

第58条 追肥については、第43条及び第44条までの規定に準ずるものとする。

（雪起し）

第59条 受託者は、雪起しについては、融雪後速やかに実施しなければならない。

- 2 受託者は、雪起しの施工に当たり、樹幹を損傷しないよう注意しながら、若干強度に引き起こさなければならない。
- 3 受託者は、根の部分がゆるんでいる場合は、十分踏み固めなければならない。

（病虫獣害防除）

第60条 受託者は、薬剤を用いて病虫獣害防除を行う場合、薬剤の種類、散布量、散布の方法は、設計図書によらなければならない。

- 2 受託者は、薬剤散布は、対象林分等の周辺の環境に十分配慮するとともに、風向等の気象条件を考慮して、散布しなければならない。
- 3 受託者は、殺鼠剤散布は、概ね10m程度を散布間隔の目安とし、倒木、伐根、末木枝条等の堆積箇所には、重点的に散布しなければならない。

第4節 海岸林造成

（防風工）

第61条 受託者は、防風工の方向については、原則として主風向に直角に設けなければならない。

- 2 受託者は、防風工の施工に当たり、強風等により倒壊しないよう、杭建込後、十分突き固めるほか、構成資材の緊結等を堅固に行わなければならない。
- 3 受託者は、防風工の設置に当たり、遮風壁の間隙にムラが生じないように取り付けなければならない。

(排水工)

第62条 受託者は、海岸林に設ける排水路等の側法は、現地の土質条件に応じて、その機能が維持される適切な勾配で施工しなければならない。また、速やかな排水が可能となる勾配を付して施工しなければならない。

(静砂工等)

第63条 受託者は、静砂工又は静砂垣については、植栽予定地を垣根によって正方形等に区画し、その一辺を原則として主風向に直角に施工し、かつ、地形に合わせて施工しなければならない。

2 受託者は、静砂垣については、強風等により倒壊しないよう、杭建込後・十分突き固めるほか、構成資材の緊結等を堅固に行わなければならない。

(植栽)

第64条 植栽は、第42条から第45条まで並びに第49条及び第50条の規定に準ずるものとする。

2 受託者は、植栽木が風雪、風浪等の影響を受ける時期に植栽を行ってはならない。

第5節 歩道整備

(歩道作設)

第65条 受託者は、歩道作設に当たり、測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。

2 受託者は、凹地形、又は滞水のおそれのある箇所は、排水溝を設けなければならない。

3 受託者は、歩道作設により生じた切取り残土については、崩落、流出等のないよう設計図書に基づき処理しなければならない。なお、設計図書に示された以外の方法で処理する場合は、監督員と協議を行うものとする。

(歩道補修)

第66条 歩道補修については、設計図書によるとともに第65条に準ずるものとする。

附 則

この改正は、平成20年5月12日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成21年6月29日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成２２年４月１日から施行し、平成２２年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成２８年６月８日から施行し、平成２８年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和元年６月２５日から施行し、令和元年度事業から適用する。

平成 15 年 9 月 1 付森保第 418 号
(一部改正) 平成 16 年 4 月 1 日付森保第 67 号
(一部改正) 平成 18 年 3 月 30 日付第 20060013566 号
(一部改正) 平成 19 年 4 月 11 日付第 200600203159 号
(一部改正) 平成 20 年 5 月 12 日付第 200800017827 号
(一部改正) 平成 21 年 6 月 29 日付第 200900040780 号
(一部改正) 平成 28 年 6 月 8 日付第 201600028009 号
(一部改正) 令和元年 6 月 25 日付第 201900081731 号

鳥取県森林整備事業施工管理基準

鳥取県森林整備事業施工管理基準

1 目 的

この基準は、農林水産部が所管する森林整備事業の施工について、契約書類に定められた履行期間、業務目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2 適 用

この基準は、鳥取県森林整備事業仕様書（平成15年9月1日付森保第419号鳥取県農林水産部長通知）第10条に基づいて定めたものであり、農林水産部及び地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）が発注する森林整備事業に適用する。

ただし、業務の種類、規模、施工条件等により、この基準により難しい場合は、監督員と協議して他の方法によることができる。

3 構成

施工管理は、工程管理、出来形管理及び品質管理から構成される。

4 管理の実施

測定、試験等の数値が著しく偏向する場合、バラツキが大きい場合、又は所定の範囲を外れる場合等は、その都度監督員に報告するとともに、更に精査の上、原因を明らかにして、手直し、補強、やり直し等の処置を速やかに行わなければならない。

5 管理項目及び方法

（1）工程管理

ア 業務工程表

受託者は、工程管理を業務内容に応じ作成した業務工程表により行うものとする。

イ 作業週報

受託者は、着手から完了までの期間について、天候、作業内容、出役人員、出来形数量、使用機械、指示、承諾及び協議事項等を記入した作業週報を作成するものとする。

（2）出来形管理

ア 出来形管理基準

出来形管理の基準は、出来形管理基準(別表 1)によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督員の指示によるものとする。

イ 出来形図面、出来形集計表

（ア）出来形図面作成の基本事項は、次の a 及び b によらなければならない。

a 出来形の計測及び数量計算の方法は、次により行なわなければならない。

（a）出来形図の作成区分及び数量計算方法は、次表を標準とするものとする。

ただし、次表により難しい場合は監督員の指示によるものとする。

出 来 形 図 の 作 成 区 分 表							
工 種	図 面				数 量 計 算 方 法		
	平面	正面	断面	展開	計算式 方式	両断面 平均方式	数量表示 方式
森 林 整 備 等	○	(面積又は数量表示方式)					
注)○ 計算式方式とは、図上で計算式を使用して数量計算を行なうもの							
○ 数量表示方式とは、延長、本数、枚数等で数量を計算するもの							

(b) 構造物等の出来形寸法は、寸法単位(別表2)によるものとする。

(c) 設計寸法が明示されている場合の出来形寸法は、出来形管理基準(別表1)の許容範囲で取り扱うが、設計寸法又は許容範囲が明示されていない場合の出来形寸法は、基礎数値以下切捨てとして処理するものとする。

b 出来形の測量は、テープ、コンパス、GPS機器等を使用する。1測量区画線、寸法等の表示方法は監督員の指示によるものとする。なお、GPS機器を使用して出来形の測量を行う場合は、次のすべてを満たすこと。

- ① 測量時の捕捉衛星数は、4つ以上であること。
- ② 補正情報の受信を確認できること。
- ③ 測点の半数は、PDOP値が4以下であること。
- ④ 測位日時を含む測位データを添付すること。(様式は様式1による。)

(イ) 出来形の測量、図面等の作成は、次の各項によるものとする。

- a 測量等に携わる者は、施工管理の目的を十分理解するとともに、個人誤差、測定誤差等をなくすよう努めるものとする。
- b 測量等によって得られた結果は、すみやかに整理し、監督員に提示できるようにするものとする。
- c 出来形の測量、図面等の作成は、業務の着手前の測量(以下「起工測量」という。)を実施した場合及び出来形の施工区域の異動があった場合に行うものとし、施工区域に異動がない場合は、起工測量の成果図面をもって出来形の図面とすることができる。

(ウ) 不可視となる部分の測定は、適時に行い、写真等で判定できるようにするものとする。

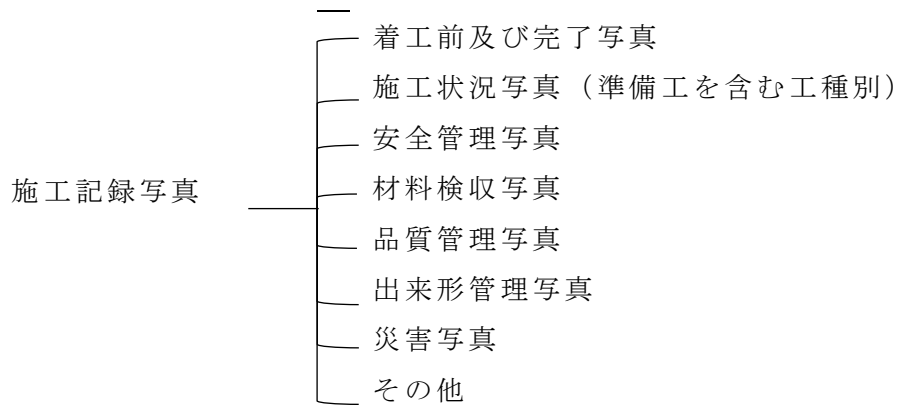
(3) 品質管理

使用材料等の品質管理の基準は、品質管理基準(別表3)によるものとする。また、特に監督員の指示するものについては、その指示に従い試験又は資料の整備をしなければならない。

(4) 施工記録写真

ア 施工記録写真の分類

施工記録写真は、次のように分類する。



イ 写真の色彩及び大きさ等

写真はカラーとし、また、写真の大きさは原則としてサービスサイズ（８．９ cm × １１．９ cm）以上とする。ただし、次の場合は、別の大きさとすることができる。なお、施工記録写真帳の大きさは、フリーアルバム又はＡ４版とする。また、監督員と協議の上、（５）のデジタル写真による撮影、管理、提出することができる。

（ア）着工前、完了写真等つなぎ写真とした方がよいもの

（イ）監督員が指示するもの

ウ 施工記録写真帳の提出部数

（ア）施工記録写真帳は施工段階ごとに整理し、業務完了時に１部提出するものとする。

（イ）監督員が指示する写真については、指示する時期に提出する部数を提出するものとする。

エ 施工記録写真の撮影基準

施工記録写真の撮影は、施工記録写真の撮影要領（別表４）を標準とする。

（ア）写真の撮影に当たっては、原則として次の項目を記載した小黒板等を被写体と共に写し込むものとする。

a 業務名

b 業種等

c 位置

d 設計寸法

e 出来形寸法

（イ）監督員が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影するものとする。

オ 不可視部分の写真管理

不可視となる出来形部分及び完了検査時に確認困難な箇所については、写真により出来形寸法等が容易に確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

カ 施工記録写真撮影の留意事項

（ア）施工の過程、出来形確認、不可視部分、共通仮設、使用機械、現地の不一致、災害発生等の写真は、重要な現場資料であるため、撮影時期を失しないよう、適切かつ正確に行わなければならない。

（イ）撮影後は、すみやかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。もし撮影が不完全な場合は、すみやかに撮り直しを行な

うものとし、再撮影不能のもの、撮り落したものについては、ただちに監督員に報告して、その指示を受けなければならない。

(ウ) 遠景写真を除き、写真には、ポール、ロッド等の計測器具を使用して撮影しなければならない。特に、不可視となる場合及び次の a から g までの場合には、寸法等を明瞭に撮影するものとする。

- a 各種構造物の寸法
- b 埋設構造物及び材料
- c 災害(崩土)状況
- d 施工管理状態
- e 使用材料の寸法
- f 施工後取り壊されるもの
- g その他必要と認めるもの

(エ) 局部的なものであっても、全体との位置関係を明確にするため、局部とともに全体も撮影するものとする。

(オ) 施工前後を比較する場合は、同位置において撮影するものとする。

(カ) 寸法表示をつなぎ写真とする場合、背景に同一物体をいれて撮影するものとする。

(5) デジタル写真

ア 画像編集等

画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。

イ 有効画素数

有効画素数は、黒板の文字及びスケール等が確認できることを指標とする。

ウ 写真ファイル

記録形式は、JPEG とし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。

(6) 確認業務

確認業務は、監督基準（別表 5）によるものとする。

附 則

この改正は、平成 20 年 5 月 12 日から施行し、平成 20 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 21 年 6 月 29 日から施行し、平成 21 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 28 年 6 月 8 日から施行し、平成 28 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和元年 6 月 25 日から施行し、令和元年度事業から適用する。

(別表 3)

品 質 管 理 基 準

項 目	管 理 基 準
苗木（山行苗木）	林業種苗法施行令第 1 条に係る、スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ（以上抜粋） 林業種苗法に基づく証票
苗木（上記以外）	生産地証明書又は購入伝票
肥料	保証票（肥料取締法）又は購入伝票
客土	生産地証明書又は購入伝票

(別表1)

出来形管理基準

構造物の種類	項 目	基 準	最小許容量	最大許容量	測定基準	備 考
木製構造物 (建築物を除く)	高 さ	-100			図面の表示箇所にて測定。 断面、形状等の変化点 毎に測定する。	①単位は、mm ②設計図(構造図、標準 図、模式図等)に表示して ある箇所を測定する。 ③この基準により難しい場 合は、監督員の指示によ る。
	長 さ	L(m)/0.5	-100	-400		
	幅(厚さ)	-50				
	法勾配	±0.5分				
歩道	延 長	設計数値以上			全延長	
	幅 員	設計数値以上			50m毎に測定	

工 種	項目	基準			測定基準	備 考
植栽	面 積	設計数値以上				誤差:周囲測量の閉合差 の許容限度は5/100と する。
	植栽本数	-5%(標準地調査による)			標準地調査のとおり	植栽本数で指定する場 合は、設計数値以上
施肥・追肥	重 量	設計数値以上				
客土	重 量	設計数値以上				
下刈	面 積	設計数値以上				誤差:植栽の面積に同じ。
	刈払高	海岸部は地際から10 cm以下、海岸部以 外は地際から15cm 以下	+1cm	+3cm	標準地調査1箇所当 たり、5箇所を測定し、その 平均値を算出する	
雪起し	面 積	設計数値以上				誤差:植栽の面積に同じ。
	起こし率	-5%(標準地調査による)			標準地調査のとおり	本数で指定する場 合は、設計数値以上
除伐	面 積	設計数値以上				誤差:植栽の面積に同じ。
本数調整伐	面 積	設計数値以上				誤差:植栽の面積に同じ。
	伐採率	-5%(標準地調査による)			標準地調査のとおり	伐採本数で指定する場 合は、設計数値以上
枝打ち・枝落し	面 積	設計数値以上				誤差:植栽の面積に同じ。
	枝下高	-10%(標準地調査平均による)			標準地調査のとおり	
	残枝長	5mm以下			標準地調査のとおり	標準地ごとに立木全 てについて、上部と下部の計2 箇所以上を管理する。
鳥取式作業道	総延長	基準	最小許容値	最大許容値	全延長	
		設計数値以上				
	幅員	設計数値以上			50mごと	
	切土高	1400mm以下		+600mm	50mごと	ヘアピンカーブ、単発的な 急傾斜においては、この 限りではない。
標準地調査		標準地調査は、面積又は箇所 でいずれか多い標準地数を採用			標準地調査は、10m×10mを標準とする。 標準地調査は以下を目安とする。 面積 1ha未満は1標準地 1ha以上3ha未満は2標準地 3ha以上5ha未満は3標準地 5ha以上10ha未満は5標準地 10ha以上は6標準地	
					施工地が5施工地未満は2施工地以上 5施工地以上10施工地未満は3施工地以上 10施工地以上20施工地未満は4施工地以上 20施工地以上は5施工地以上	

(注1) 作業の不要地の面積が0.01ha以上及び車道幅員3.0m以上の作業道の部分は除地とする。

(注2) 施工地は大字を1つの単位とする。

(注3) 本表にない工種等の取扱いは、監督員の指示によるものとする。

(別表2)

寸 法 単 位

区分	構造物等	寸法 単位	基 礎 数 値				集計 単位	適 用		
			単位 以下 3位止	単位 以下 2位止	単位 以下 1位止	単位止		長 さ	高 (深) さ	幅
	柵工等	m			○		小数第2位止	○	○	○
	伏工	m			○		小数第2位止			○
	実播工等	m			○		小数第2位止	○		○
	盛土等	m			○		小数第2位止	○	○	○
面積	下刈、除 伐、本数調 整伐等	ha		○			小数第2位止			
	伐開、除根	m ²				○	単位止			
体積	木材	m ³				○	小数第1位止			
	その他	m ³			○		小数第2位止			
重量	鋼材	t		○			小数第2位止			
	その他	kg				○	単位止			
本数	木材、杭材					○	単位止			
係数	円周率、法 長係数 三角関数、 弧度		○							

- (注) 1. 本表にない工種等の取扱いは、監督員の指示によるものとする。
2. 端数はすべて四捨五入とする。

(別表4)

施 工 記 録 写 真 の 撮 影 要 領

撮影区分	撮影事項	撮 影 内 容
業務着手前	施工箇所	施工箇所の全景及び各工種毎に施工箇所の代表的なものについて、局部的なものを撮る。 位置については、固定して完了後も同一箇所から撮ることとする。
完了		
施工中	施工箇所	施工箇所の全景及び各工種毎に施工箇所の代表的なものについて、局部的なものを撮る。
使用材料	各種材料の規格管理状況	使用資材の搬入、集積、保管等の状況を撮る。
植栽	仮植	仮植地の全景及び苗木の仮植状況について撮る。
	地拵え	施工状況を1施工単位1回以上
	苗木	形状・寸法を検収時に、各品目毎に1回以上撮る。
	植栽	植穴、植付け、植栽間隔等の状況について各品目毎に1回以上撮る。 ポール、箱尺、スケール等で寸法表示する。
施肥・追肥	実袋	検収時、全量を撮る。 実袋にスプレーで番号を付して数量がわかるようにする。
	施肥	施工中、1施工単位1回以上撮る。 植栽木1本当りの施肥量がわかるようカップ等を用いて撮る。
	空袋	完了時、全量を撮る。 検収時に付した番号で空袋の数量がわかるようにする。
客土	実袋	検収時、全量を撮る。 実袋にスプレーで番号を付して数量がわかるようにする。
	施工状況	施工中、1施工単位1回以上撮る。 植栽木1本当りの客土量がわかるようカップ等を用いて撮る。
	空袋	完了時、全量を撮る。 検収時に付した番号で空袋の数量がわかるようにする。
下刈	刈払高	1施工単位1回以上撮る。 刈払高がわかるようスケール等を用いて撮る。
雪起し	施工状況等	1施工単位1回以上撮る。
除伐	施工状況等	1施工単位1回以上撮る。
本数調整伐	施工状況	標準地において作業前後に撮る。
	選木状況	施工箇所の全景及び標準地において、選木作業後に撮る。
枝打ち・枝落し	枝下高及び残枝長	1施工単位1回以上撮る。 枝下高、残枝長がわかるようポール、スケール等を用いて撮る。
鳥取式作業道	表土ブロックの利用	1路線2回以上路肩への利用状況を撮る。
	重機転圧状況	1路線2回以上路線に斜行した転圧状況を撮る。
その他の工種	施工状況、出来形、寸法等	施工位置及び構造、施工状況等がわかるように撮る。 間隔、延長等がわかるように、ポール、箱尺、スケール等で寸法表示する。 特に明視できなくなる部分は施工が適正であることを証明できるように撮る。
災害・被害	施工地の被害状況	被害状況(全景、局部的に数量がわかるもの)、被災時の状況等、被災前後の対比ができるように撮る。
	設計変更箇所	設計変更箇所は、その経緯がわかるよう詳細に撮る。
その他	保安設備	防護柵、災害防止対策、交通安全対策の状況を撮る。

(注) 上記以外の写真管理は、鳥取県土木施工管理基準を準用する。

表土ブロックとは、表土(地表面の植生の根が張っている深さ)を帯状に剥いだものをいう。

(別表5)

監 督 基 準

種別	確認項目	確認時期	確認方法	確認頻度
植栽	材料検収	検収時	審査又は立会	1回以上
	植穴	完了時	審査又は立会	1回以上
	出来形管理	施工中、完了後	審査又は立会	1回以上
施肥・追肥	写真管理	実施状況	審査又は検査	1回以上
	材料検収	検収時	審査又は立会	1回以上
		(注) 実袋にスプレーで番号を付して数量を確認する。		
	施肥量	施工中、完了後	審査又は立会	1回以上
		(注) 植栽木1本当りの施肥量は、カップ等で重量を確認し、1本毎の施肥状況を確認する。 散布後、番号の付いた空袋を確認する。		
下刈	出来形管理	施工中、完了後	審査又は立会	1回以上
除伐	出来形管理	施工中、完了後	審査又は立会	1回以上
本数調整伐	出来形管理	選木終了後	審査又は立会	1回以上
		標準地の伐採予定木にテープを巻き本数を確認する。		
		完了後	審査又は立会	1回以上
枝落し	出来形管理	施工中、完了後	審査又は立会	1回以上
鳥取式作業道	表土ブロックの利用状況(仮置から転圧までの施工状況)	施工中(早期)	立会	1回以上
	重機転圧状況	施工中(早期)	立会	1回以上

(注) 上記以外の確認業務は、鳥取県土木工事施工管理基準を準用する。
その他確認業務が必要と考えられる時は、実施すること。

(様式1)

観測手簿(例)

測量日			
測点数			
所在地			面積(ha)
補正方法			

[illegible]

現場説明書

1

①（低騒音型・低振動型建設機械）
 本工事のうち施工箇所：_____については、特に生活環境を保全する必要がある
 ので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通
 省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。
 該当工種：_____、施工機械：_____

公害対策

安全対策	① (交通安全施設等)―― ――一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。―― 交通誘導員A _____人 交替要員 _____人 1日あたり合計 _____人 配置日数 _____日 工事全体合計 _____人・日 交通誘導員B _____人 交替要員 _____人 1日あたり合計 _____人 配置日数 _____日 工事全体合計 _____人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。 また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。
濁水処理	① (濁水処理)―― 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合は別途協議すること。 また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知）――(https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1141896/120327hosousetudan.pdf) に基づいて適正に処理すること。――
建設副産物の処理	【建設発生土（処理）】―― ① (他工事等流用)―― 建設発生土は _____市・町・村 _____地内の _____工事現場に運搬（片道運搬距離 _____km）するものとする。 ② (建設技術センター)―― 建設発生土は _____市・町・村 _____地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 _____km）するものとする。なお、処理費として1m³当り _____円をセンターに支払うこと。 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上）―― ③ (民間残土受入地)―― 建設発生土は _____市・町・村 _____地内の _____に運搬（片道運搬距離 _____km）するものとする。なお、処理費として1m³当り _____円を _____に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上）―― ④ (土質改良プラント)―― 建設発生土は _____市・町・村 _____地内の _____に運搬（片道運搬距離 _____km）するものとする。なお、処理費として1m³当り _____円を _____に支払うこと。 土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上）―― 【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】―― ① (分別解体等)―― コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊 1m³当り _____円 アスファルト塊 1m³当り _____円 建設発生木材 1m³当り _____円 ② (他工事等流用)―― 〔Co雑割材・ _____〕は、 _____市・町・村 _____地内 _____工事で使用するものとする。――

③ (バイオマス発電燃料加工施設への搬出)

建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____のバイオマス発電燃料加工施設への搬出(片道運搬距離_____km)を想定し、1 t 当り_____円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。

なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、立木の所有者(鳥取県)自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者が由来を証明する場合は、鳥取県森林組合連合会が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、[所有者(鳥取県)・伐採・運搬を行う者]により由来の証明を行うこととしているため、着手にあたっては事前に監督員に確認すること。

④ (木材市場等へ売却)

建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____への搬出(片道運搬距離_____km)を想定し_____円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

⑤ (再資源化施設へ搬出)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

(施設の名称・
受入れ費用) _____市・町・村_____地内の_____
(運搬距離_____km)、費用 1 t 当り_____円
アスファルト塊 _____市・町・村_____地内の_____
(運搬距離_____km)、費用 1 t 当り_____円
建設発生木材 _____市・町・村_____地内の_____
(運搬距離_____km)、費用 1 t 当り_____円
その他(_____) _____市・町・村_____地内の_____
(運搬距離_____km)、費用 1 t 当り_____円

(受入れ時間帯) _____8時～17時(平日)_____

(受入れ条件) _____ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。

イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。

ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径_____cm以下、長さ_____m以下であること。

エ 2次公害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。

⑥ (最終処理等)

解体済防風工木材については、米子市・町・村大篠津町地内の産業廃棄物処理場への搬出(片道運搬距離23.4km)を想定し、その費用として1 t 当り40,000円を見込んでいる。

これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑦ (産業廃棄物の処理に係る税)

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、_____円見込んでいる。

⑧ (伐木工の数量)

伐木工は伐木工歩掛(平成27年8月12日付第201500076595号鳥取県県土整備部技術企画課長通知)に基づき参考数量で算出しているの、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。

⑨ (建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工種	項目	規格	摘要
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、マニフェストで運搬量(体積(空m3))が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	 折れ点を2点以上設ける 平均的な断面
建設発生木材 搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑩ (マニフェスト)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

建設副産物の使用	①（建設発生土の使用） _____ 工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：_____に使用する。 ②（再生資材の使用） ア Co雑割材は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。 ウ 再生クラッシュラン〔規格：Re=_____〕は、使用箇所：_____に使用する。 エ 再生コンクリート砂〔規格：RS=_____〕は、使用箇所：_____に使用する。 オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。 カ その他再生資材〔資材名：_____〕〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。 キ 本工事において、再生クラッシュランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該碎石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生碎石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生碎石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。 ク 本工事において、粒度調整碎石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。
工事用道路	①（農地の一時転用について） 本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に所轄農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可を得ること。 【令和5年4月1日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。（該当がなければ記載を削除）】 受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。 ②（農地の賃貸借） ア _____の用途に使用するため、_____市・町・村 _____番地を賃貸借すること。 イ 土地賃貸借契約書に「鳥取県との建設工事請負契約に基づき、土地の貸借権は鳥取県が有することとし、原状復旧の責は鳥取県が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記すること。 ウ 賃貸人に賃貸借料を支払うこと。 エ 工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。 オ イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である。
その他	①（自社施工） 本工事においては、（※）_____工（_____工を除く）のうち少なくとも_____千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。 ※該当する細別（レベル4）を記載する。 ②（工事名称） 工事標示板に記載する名称は、_____とする。 なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。

③ (景観評価)

ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。
イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。

④ (工事成績評価)

【一般土木工事】 (該当しない場合は削除)
本工事は、工事成績評価要領第5の1に基づく工事成績評価の対象と〔する・しない〕。工事成績評価の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。
【建築・設備工事】 (該当しない場合は削除)
本工事は、工事成績評価要領〔第5の2・第5の3〕に基づく工事成績評価の対象と〔する・しない〕。工事成績評価の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。
ア 請負対象設計金額 (請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。) が、500万円未満の一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事
イ 鳥取県の管理する道路 (道路法 (昭和27年法律第180号) 第2条第1項に規定する道路に限る。) ・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和26年法律第97号) 第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。) することを目的として発注された工事 (年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理工事)
ウ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事
エ 機器の納品、部品取替等の建設工事 (融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等)
オ 工事目的物を伴わない建設工事 (旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等)

⑤ (監督体制)

本工事は監督体制は〔一般・重点〕監督とする。
重点監督の工種は_____とし、その他の工種は一般監督とする。
なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

⑥ (三者協議)

本工事は、(対象工事の区分を記載) 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。(重点監督工事等に適用)

⑦ (技能士常駐)

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。
ア 技能士種別: _____ 技能士、該当工種: _____ 工、特記事項根拠: _____ 頁
イ 技能士種別: _____ 技能士、該当工種: _____ 工、特記事項根拠: _____ 頁
ウ 技能士種別: _____ 技能士、該当工種: _____ 工、特記事項根拠: _____ 頁

⑧ (電子納品)

情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。
情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。
電子納品に当たっては、<https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」 (以下「ガイドライン」という。) に従い適正に納品すること。
オンライン電子納品を実施する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新のオンライン電子納品試行要領 (令和6年6月12日付第202400071599号技術企画課長通知) に従うこと。

⑨ (情報共有システム)

情報共有システム (以下「システム」という。) を利用すること。
ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。
システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」 (平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知) に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

その他の

⑪（建設機械の賃料の採用単価）

建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン、高所作業車及び橋梁点検車は、通常単価を採用し、その他の建設機械は長期割引単価を標準としている。
通常単価を採用した建設機械〔無し・有り〕

⑫（現場環境改善）

【災害復旧工事以外】（該当しない場合は削除）

本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事と〔する・しない〕

下表の内容のうち原則として各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの実施内容を実施すること。

実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。

地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。

1 内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 昇降設備の充実、2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実、4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策 5. （港湾・漁港工事のみ）防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等

【災害復旧工事】（該当しない場合は削除）

現場環境改善費における主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

⑬（熱中症対策）

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報（最高気温35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

⑭ (現場管理費補正)

本工事は、治山事業及び林道事業における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（令和元年 7 月 31 日付第 201900109943 号農林水産部森林・林業振興局長通知及び第 201900108860 号県土整備部治山砂防課長通知）の対象工事である。

熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/318163.htm> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規程に従い、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の 14 日前までに提出すること。

⑮ (日本芝生産地への配慮)

日本芝の生産に配慮した植生工について（令和 2 年 2 月 27 日付第 201900299342 号県土整備部長通知）（<https://www.pref.tottori.lg.jp/290178.htm>）に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。

ア [張芝工・筋芝工] は、日本芝の [野芝・高麗芝] を使用すること。

イ [植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。

ウ [わら芝工・植生シート工・植生マット工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として〇〇を使用し、材料費として 1m² 当り 〇〇円を見込んでいる。

⑯ (ICT 活用工事[受注者希望型(LightICT を含む)])

本工事は、受注者希望型(LightICT を含む)の対象工事であるので、最新の「ICT 活用工事特記仕様書（受注者希望型）」によること。

仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm> を参照すること。

⑰ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)

本工事は、労働安全衛生規則第 2 編第 1 2 章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。

安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm>に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

⑱ (標示板の設置)

本工事は「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事（5 か年加速化対策）」と標記すること。

標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について（令和 3 年 6 月 1 日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡）を参考にすること。

⑲ (CCUS 活用推奨工事[受注者希望型]) 【災害復旧工事、受託工事は対象外（当該項目を削除する）】

本工事は、受注者希望型の対象工事である。CCUS の活用を希望する場合は、最新の「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事（受注者希望型）特記仕様書」によること。

仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/291820.htm> を参照すること。

⑳ (遠隔臨場)

本工事は、遠隔臨場の対象工事である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。

その他

~~② (快適トイレの試行)~~

~~1. 内容~~

~~受注者は、現場に以下の (1) ～ (11) の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。~~

~~(12) ～ (17) については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。~~

~~【快適トイレに求める機能】~~

- ~~(1) 洋式便器~~
- ~~(2) 水洗及び簡易水洗機能 (し尿処理装置付き含む)~~
- ~~(3) 臭い逆流防止機能~~
- ~~(4) 容易に開かない施錠機能~~
- ~~(5) 照明設備~~
- ~~(6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等 (耐荷重を 5kg 以上とする)~~

~~【付属品として備えるもの】~~

- ~~(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示~~
- ~~(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫~~
- ~~(9) サニタリーボックス (女性用トイレに必ず設置)~~
- ~~(10) 鏡と手洗器~~
- ~~(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品~~

~~【推奨する仕様、付属品】~~

- ~~(12) 室内寸法 900×900mm 以上 (面積ではない)~~
- ~~(13) 擬音装置 (機能を含む)~~
- ~~(14) 着替え台~~
- ~~(15) 臭気対策機能の多重化~~
- ~~(16) 室内温度の調整が可能な設備~~
- ~~(17) 小物置き場 (トイレットペーパー予備置き場等)~~

~~2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事、港湾工事、漁港工事以外】 (該当しない場合は削除)~~

~~快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。~~

~~受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】 (1) ～ (6) 及び【付属品として備えるもの】~~

~~(7) ～ (11) の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。~~

~~なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上決定すること。~~

~~また、運搬・設置費は共通仮設費 (率) に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費 (率) を想定しており、別途計上は行わない。~~

~~2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事】 (該当しない場合は削除)~~

~~快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。~~

~~受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】 (1) ～ (6) 及び【付属品として備えるもの】~~

~~(7) ～ (11) の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。~~

~~なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上決定すること。~~

~~また、運搬・設置費は共通仮設費 (率) に含むものとし、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。~~

その他

2. 【港湾工事、漁港工事】（該当しない場合は削除）

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※1までを原則とするが、監督職員と協議により必要と認められる場合は、増設できるものとする。

また、運搬・設置・撤去費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※1より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わないものとする。

ただし、海上運搬を伴う運搬・設置・撤去費用については、別途共通仮設費に積上げ計上※2するものとする。

※1 施工箇所が点在する工事など、トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

※2 快適トイレの海上運搬費用については、1回あたり当該工事で使用する作業船供用損料 0.5 日分の費用を計上するものとする。なお、他の資材と混在して運搬する際には、快適トイレ個別での運搬費用は計上しない。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議の上、試行の対象外とする。

㉔（大型コンクリートブロック積擁壁）

大型ブロック及び基礎コンクリートは〇〇〇〇〇〇（製品名を記載）（以下「想定製品」という。）同等以上の品質を有すること。なお、想定製品以外の製品を使用する場合は、その製品に合わせた構造図、展開図等の作成及び擁壁高が 8.0m を超える場合は地震時の安定性の検討を行い、事前に監督員の承諾を得ること。

㉕（けんせつトリピーのデザイン使用）

鳥取県が著作権を有するけんせつトリピーのデザインは、工事看板、工事案内チラシ等、工事をPRする目的に無料で使用できるので、積極的に活用すること。使用に当たっては、鳥取電子申請サービスから届出を行うこと。（届出送信後は、すぐに画像データを使用可能となる。）鳥取電子申請サービス<https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/>（けんせつトリピーで検索）



㉖（下請契約等）

下請契約を締結する場合は、最新の鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（<https://www.pref.tottori.lg.jp/211686.htm>）に基づき、適正な下請契約とすること。

また、適切な賃金水準の確保と社会保険等への加入の徹底に努めること。

（<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/873746.htm#itemid873746> 参照）

㉗（中東情勢の変化に伴う建設資材の設計変更）

本工事は、供給の偏りや流通の日詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）の調達に必要となる経費について設計変更の対象工事である。

設計変更を希望する場合は、調達公告時点で最新の中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領（<https://www.pref.tottori.lg.jp/117322.htm>）に基づき、監督員と協議すること。

本工事における調達検討資材は下表を想定している。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。

調達検討資材

資材名	規格	設計数量	単価適用年月
塩化ビニル管	φ〇〇mm	〇〇m	R〇. 〇
塗料用シンナー	〇〇用シンナー	〇〇L	R〇. 〇

※工事内容に応じて調達検討資材を記載すること

数量総括表

【当初】					
工 種	名 称	規 格	当初数量	単位	備 考
木製防風工解体撤去	土工		1	式	
	防風工解体撤去		86.4	m	見積単価
解体済防風工処分		普通産業廃棄物	1	式	

事業名	大山町福尾地区防風工解体撤去業務		
名称	業務位置図		
年度	令和8年度	施業主体	鳥取県
施行地	西伯郡大山町福尾		
縮尺	1/25000	図面番号	1

木製防風工解体撤去 L = 86.4m
解体済防風工処分 1式



事業名	大山町福尾地区防風工解体撤去業務		
名称	業務区域図		
年度	令和8年度	施業主体	鳥取県
施行地	西伯郡大山町福尾		
縮尺	1/5000	図面番号	2

